

第2章 景観づくりのための基本設定

2.1 計画対象範囲

飯綱町には、第1章でも示したように、山・里・まち、自然、建造物、文化等の幅広い範囲で魅力的な景観が広がっています。これらの魅力ある素晴らしい景観を幅広く守っていくため、本計画の対象範囲は飯綱町全域とします。

2.2 エリア区分

飯綱町の景観の“らしさ”を引き出し、きめ細かな施策展開を図るため、景観特性をふまえて面的に一体性のある範囲を、下図のとおりエリアとして区分して定めます。

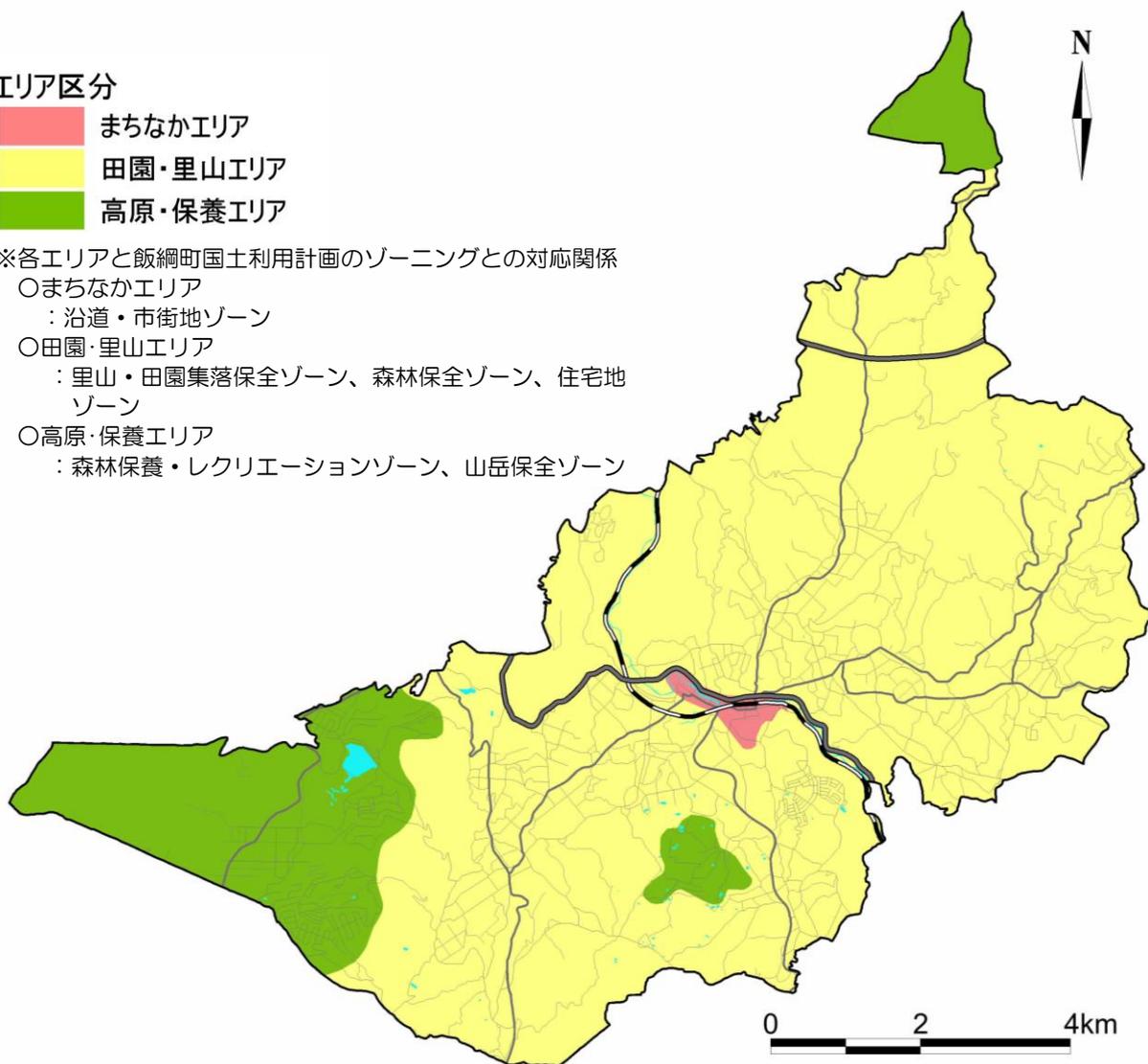
エリアの設定に当たっては、平成27年(2015)3月に策定された国土利用計画(飯綱町計画)に位置付けられている6つのゾーンに基づき、景観特性を考慮したうえで、「まちなかエリア」、「田園・里山エリア」、「高原・保養エリア」の3つのエリアに区分しました。

エリア区分

- まちなかエリア
- 田園・里山エリア
- 高原・保養エリア

※各エリアと飯綱町国土利用計画のゾーニングとの対応関係

- まちなかエリア
：沿道・市街地ゾーン
- 田園・里山エリア
：里山・田園集落保全ゾーン、森林保全ゾーン、住宅地ゾーン
- 高原・保養エリア
：森林保養・レクリエーションゾーン、山岳保全ゾーン



エリア区分図